

7 城 農 第 239 号
令 和 7 年 12 月 17 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

城陽市長 村田 正明

市町村名 (市町村コード)	城陽市 (26207)
地域名 (地域内農業集落名)	寺田地区 (大南・小南・中西・北西・乾城・北東西・北東東・水主)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月20日 変更案(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(寺田地域の現状について)

寺田地区は、本市特産物である茶やイチジクに加え、ネギ、水菜、トマト等の野菜など城陽市で最も幅広く作物を栽培されている。特に木津川の氾濫で出来た砂地の畑で栽培されているカンショは、寺田イモとして高い知名度を誇っている。また、水主地区を中心にカキツバタを始め、花ハス、水生植物の生産も盛んな地区となっている。当該地を中心とし水生植物の6次産業化に取り組む法人もあり、寺田地区だけでなく、他の地域でも規模拡大の意向を持たれている。

地区的東部には城陽で唯一の養鶏場があり、自社で生産した鶏卵及び鶏肉に加え、市場等から納入した肉・野菜等を販売しており、市民の食の供給源となっている。また、農産物直売所として「城陽旬菜市」も本地区にある。そして、この地区には水田も多く広がり、城陽市で最も水稻の耕作面積が多い地区となっており、地区内では水稻の作業受委託も行われている。

耕作放棄地は城陽市全体のうち約34%と多い状況である。

担い手の状況として、最も法人数が多い地区であり、近年では、城陽市外の認定農業者も本地区に参入されており、近隣市町からの引き合いも多い地区となっている。

(寺田地域の課題について)

現在の当該地区の経営意向として、規模縮小や離農を希望する者が40.2%であり、75歳以上の農業者の割合も高い状況となっている。

このような現状であることから、規模縮小・離農する意向のある農業者60名の農地を、規模拡大を希望する認定農業者や認定新規就農者(以下、「認定農業者等」という。)、地域で意欲ある農家へ集積し、当該地で作業受委託を行う必要がある。この地域の58.3%の農業者は、農地保全に活躍されており、現状維持の意向もあることから、引き続き、農地を保全していくことが課題となっている。

特に、昨今では稻作農家の高齢化及び米価低迷などによって、次世代に稻作を継続しないことが想定されるため、耕作放棄地が0.88haとなることから、これ以上増やさないためにも法人への集積化と法人や認定農業者等への更なる受委託等を図る必要がある。また、持続可能な集落とするため、集落で方策を検討するとともに地域内や他集落の認定農業者等、地域に進出意向を持つ新規就農者が利用及び耕作しやすいような農地にするため、必要に応じて進入路の確保を図るなど、環境の改善を講じる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

経営を安定させるためには、一定以上の規模で経営を行う必要があるため、農地の集積化を目指す。また、水稻から高収益作物への転換により産地づくりを図る。

また、継続可能な地域に向けて、地域内での話し合いを継続し、認定農業者や地域の意欲ある農家、地域に進出意向を持つ新規就農者等、多様な担い手が利用及び耕作しやすい農地のあり方について検討する。特にこの地域は、法人数が極めて多いことから、規模拡大を希望する法人への集積を積極的に進める。

今後も、新規就農者・担い手農家の育成や規模拡大を希望する担い手農家や地域の意欲ある農家等、多様な担い手への農地集積の取組(対象地域外の認定農業者へ集積の検討)を図る。

本地区内では、農地の転用も多くされているが、既存農地が新たに都市的土地区画整理事業による開発においても周辺農地への影響を最小限とし、引き続き営農できるよう農業しやすい環境の継続に向け農業者に寄り添った対応を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45.31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を地域計画の当初策定区域として設定。策定後は、地域計画区域外で新たに農用地利用集積等促進計画に基づく権利設定のあった農地を地域計画区域に追加するなど、必要に応じて農業上の利用が行われる農用地等の区域の変更を行う。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地所有者(耕作者)での耕作を原則とするが、規模縮小の意向が出た場合は、対象地域内の規模拡大の意向がある認定農業者を初めとする多様な担い手に利用調整を行い農地の集約化を行う。その際は、必要に応じて進入路の確保を図るなど、耕作しやすい環境を講じる。

また、認定農業者等が農地を引き受けできない場合は、対象地域外の認定農業者等に利用調整を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域計画達成のための協議の場を通じて、農地中間管理機構の活用を促し、規模拡大を希望する農業者や地域に進出意向のある農業者への農地集積を進め、農地利用の効率化を推進する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

規模拡大を希望する農業者への農地集約に向けた用排水設備(農道、水路、ポンプ)の整備について、農家組合、土地改良区が行政の支援を活用しながら維持管理を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農業の担い手の支援及び、後継者・新規就農者の育成について、京都府山城北農業改良普及センター、(一社)京都府農業会議現地推進役、城陽市、JAと連携して行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業委託の取組に向けて、JA等との協議を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・生産者の担い手の育成による生産量の維持・拡大を通じた生産額の拡大
- ・当該地区の新規就農者の支援、認定農業者や農業法人・地域の意欲ある農家等、多様な担い手への農地集積
- ・直売所の充実により、消費者への直接販売を増やす。
- ・認定農業者や地域の意欲ある農家等、多様な担い手への農地集約に向けた農道、用排水路の整備